

権利擁護の そうだんコーナー



今月のそうだん

息子が「デート商法」にひっかかり、
困っています。

Q 大阪で一人暮らしをしている大学生(20歳)の長男が、大阪で街中を歩いていると、若い女性から声を掛けられ、少し離れた宝石販売店に誘われたそうです。その女性は、最初は宝石のデザインをしているので見て行ってほしいというだけだったのですが、販売店へ行くと長男に宝石の購入をねだり、長男は、そのまま消費者金融から借入れを行い、高額な宝石を買ってしまったそうです。宝石も不要なもので、解約したいのですが、できるでしょうか。

A 路上で通行人を呼び止めて店舗等へ誘い込み、販売契約等を行うことを「キャッチセールス」と言います。ご相談のケースは、宝石の販売ですが、他にも化粧品やエステティック、絵画等の販売でもよく見られます。このようなキャッチセールスは、店舗での販売契約ではありますが、特定商取引法の「訪問販売」に該当します。したがって、クーリングオフによる契約の解除やそれに伴う支払済代金の返還請求を行うことができます。

また、ご相談のケースに近いものとして、異性への恋愛感情を利用した「デート商法」というものもあります。例えば、販売店の従業員である女性が、男性に対して好意を抱いているかのような振る舞いをするなどして、男性を自らの販売店等に連れて行き、男性に自分へのプレゼントとして購入をねだり、商品の販売契約をさせるというケースが挙げられます。また、購入後、女性が「2人だけの秘密にしてほしい」と言って、クーリングオフの期間を経過させるということもなされているようです。このようなデート商法も「訪問販売」に該当し、クーリングオフが可能なケースがあります。また仮に契約日から8日を経過していても、クーリングオフができる場合もありますので、弁護士等への法律相談等をなさることをお勧めします。

また、キャッチセールス、デート商法のいずれも、成人になったばかりの学生や若者がターゲットになっていますので、特に、お子さん方が親元を離れて暮らしている方は、お子さん方にも注意喚起をしてあげてください。

【山田法律事務所(姫路市) 弁護士 立花 隆介】

宍粟市社協の権利擁護相談担当弁護士をはじめ専門家による身近な相談Q&Aです。

日常生活の中の不安や疑問、質問をはがきやFAXで社協までお寄せください。

(〒671-4137 宍粟市一宮町閨賀300 宍粟市社会福祉協議会 FAX 0790-72-8788)

暮らしの相談・お困りごとは社協へ！

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談

(法律専門相談)

宍粟防災センター

7月23日 8月6日(金)

8月20日 27日(金)

午後1時30分～4時

※予約制となっています。

(山崎支部 62-15530)

◎関西法科大学院の

弁護士による

無料法律相談

宍粟防災センター

8月24日(火)

午前11時～午後4時

(定員18名)

◎結婚相談

宍粟防災センター

8月5日 19日(木)

午後1時30分～4時

○事前に電話での予約が必要で

○先着順で受け付けますが、

○初めて利用される方を

優先します。

○教育の二環として行われ

るため学生が同席しま

すが、学生も守秘義務

を負います。

○申し込み・社協本部

(電話 72-18787)

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日

午前8時30分～午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介

護に関する相談や苦情、福祉

サービス等の相談を受けけて

います。お気軽にご相談くだ

さい。

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。